

社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理（ポイント）  
－年金制度の将来的な見直しに向けて－

1. はじめに

- 平成 16 年改正により、長期的な給付と負担の均衡を確保し、公的年金制度を持続可能なものとする見直しを実施。  
基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 は、その前提となる所要の安定財源を確保する税制抜本改革を行った上で、政府の責任として平成 21 年度当初から必ず実現すべき。また、少なくとも 5 年毎とされている財政検証は着実に実施。
- 40 年加入の満額年金の受給者が多数現れるようになった昨今、高齢者間の所得格差が拡大しているとの指摘等により、無年金者や低年金者の問題が焦点化。

2. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直し

- 年金制度内で低年金・低所得者へ対応することは、公的年金制度の維持や国民の信頼確保に資する。ただし、保険料の納付意欲に悪影響を及ぼすなどモラルハザードが生じかねない方策を採ることは厳に慎むべき。

【最低保障年金】：基礎年金において低年金者に対し一定額を保障

- ・ 滞納者にも一定額の年金を支給することとなるため、保険料の納付意欲に悪影響が大きく、こうした課題への対処を図る工夫が必要。

【保険料軽減支援制度】：保険料拠出時に所得に応じて保険料の一部を軽減し、軽減後の保険料納付を求める一方、軽減分を公的に支援

- ・ 所得に応じた保険料で満額の基礎年金を受けられる仕組みであり、社会保険方式の基本は踏まえた案。最低保障年金のようなモラルハザードが生じないと考えられる。
- ・ 将来に向けては満額の基礎年金を受給できるようになるが、現在の低年金者への対応とはならず、また、給付時に低所得である者について満額の基礎年金が受給できれば十分かという問題。
- ・ 自営業者等の所得捕捉の問題（いわゆるクロヨン）、拠出時に支援を受けながら年金受給時に高所得となった場合等の問題。

【単身低所得高齢者等加算】：基礎年金の額が満額であるか否かにかかわらず、著しく所得の低い単身高齢者等の基礎年金に加給金を加算

- ・ 基礎年金の額は、単身世帯は夫婦世帯の半分となる一方で、生活費については必ずしも半分とはならないため、単身世帯は夫婦世帯に比べて、厳しい経済状態に置かれていることを踏まえて検討。
- ・ 制度の対象者の範囲については検討。
- ・ 低年金・低所得者への対応という観点からは即効性があるのではないか。ただし、もともと低年金である者はこの加算だけでは十分な基礎年金を受給できない場合もあることに留意が必要。

【税方式】：基礎年金に必要な財源を全額税財源で賄う税方式を導入する。

- ・ 老後に向けて自ら備えるという基本的考え方を損なわない工夫が可能なか、また、移行措置や9～33兆円の巨額の財源の確保をどうするかといった論点について、中長期的な視点で引き続き議論。

○ クローバックなど高所得者に対する年金給付の扱いについては更に検討。

### 3. 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直し

- 納付した保険料はできる限り年金給付に結びつけるべきという考え方を踏まえ、例えば10年程度とすることも考えられる。
- なお、受給資格期間の単純な廃止は、低額年金の増加につながるなどから、不適當。

### 4. 2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 時効期限である2年そのものの延長は困難だが、2年の時効を超えて保険料を納めることができる事後納付の仕組みの導入を積極的に検討すべき。

### 5. 国民年金の適用年齢の見直し

- 大学進学率の上昇の状況を踏まえ、また、保険料納付率の向上を図る観点から国民年金の適用年齢の変更について、引き続き検討することが適當。検討に際しては、障害年金への影響に留意が必要。

## 6. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

- まず、被用者年金一元化法案の早期成立を図るべき。基礎年金の最低保障機能強化などにより制度環境が大きく変化した際に、更なる適用拡大を検討すべき。

## 7. 育児期間中の者の保険料免除等

- 次世代育成支援策は喫緊の課題であり、現行、被用者年金の被保険者に限られている育児期間中の保険料免除等の措置の対象を拡大し、出産・育児を行う者について普遍的に適用される仕組みとすることについて、更に検討を進めるべき。  
ただし、政策コストが巨額となるのに対し、少子化対策への効果等は不明・限定的なものとなってしまうことに十分留意が必要。

## 8. 在職老齢年金の見直し

- 支給開始年齢に到達したのに、働くことで年金が支給停止されるのは納得できないとの意見がある中、現行制度に対する信頼確保の観点から、支給停止の基準を緩和することなどについて引き続き検討すべき。  
ただし、高齢者の雇用促進効果、高齢者の所得水準の向上効果は期待できないのではないかという意見もある。
- 現役世代の負担との均衡や年金財政への影響を踏まえつつ、支給停止の開始点である28万円を一定程度緩和することも考えられる。

## 9. 標準報酬月額の上限の見直し

- 標準報酬月額の上限を超える高所得者に、実際の報酬に見合った負担をしてもらうため、現行の上限を超えた分も負担を求めることを検討すべき。ただし、過剰給付の防止のため、給付への反映の仕方に一定の工夫が必要。

## 10. おわりに

- 追加的な費用が必要となる場合、保険料負担により対応するか、税財源で対応するかは重要な検討課題。

(保険料財源で対応する場合)

- 保険料負担の上昇か所得代替率の低下により16年改正による財政フレームの見直しが必要となるおそれ。別途の財源対策が必要。

(税財源で対応する場合)

- 一定程度の税財源が必要となると予想されるため、改革の実施時期は、消費税を含め税制の抜本改革を通じた安定財源の確保を展望した上で決定される。

- 上述の改革の実現に当たっては、国民生活に直接関わる重要な問題であるため、国民的な理解を得ながら、様々な場で議論されることが必要。

## 2. 平成21年度の年金額について

## 平成21年度の年金額について

・年金額への影響（据え置きの見通し）

### 【サラリーマン世帯の標準的な年金額】

厚生年金（月額）（夫婦2人の老齢基礎年金を含む。）

（平成20年度）	→	（平成21年度）
232,592円		232,592円

### 【老齢基礎年金】

国民年金（月額）	66,008円	→	66,008円
----------	---------	---	---------

（注）現在の年金額は、平成12年度から14年度のマイナス物価スライド（累積1.7%）を据え置いた特例水準となっており、年金額の改定は、この特例水準を解消した上で行われることとされていることから、平成21年度の年金額については、据え置きとなる見込み。

## 平成21年度の国民年金保険料について

### 【国民年金保険料（月額）】

（平成20年度）	⇒	（平成21年度）
14,410円		14,660円

（注）国民年金保険料は、法律上、平成29年度まで毎年280円（平成16年度価格）引上げることとし、平成21年度においては14,700円を予定していたところ。実際の保険料額は、平成19年の物価の伸び等により、前年度からは250円引き上がることとなる。

### 3. 特定障害者に対する特別障害給付金の支給について

# 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律

## 1. 特別障害給付金支給制度創設の趣旨

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害給付金を支給し、もって障害者の福祉の向上を図る。

## 2. 対象者

- ・ 平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生
- ・ 昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者であって、任意加入していなかったもののうち、当該任意加入期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当するものとして認定を受けた者

## 3. 支給額

- 1級：月額5万円（平成20年度）（2級の1.25倍）
- 2級：月額4万円（平成20年度）

拠出制障害基礎年金の趣旨を損なうことなく、福祉的措置として配慮を行う。

- ・ 自動物価スライドを行う（支給額については政令で定める）。
- ・ 所得による支給制限を行う（所得制限限度額については政令で定める）。

## 4. 費用負担

全額国庫負担

## 5. 実施主体

- ・ 国が対象者の認定及び給付金の支給の事務を行う。
- ・ 市区町村を支給申請の窓口とする。

## 6. その他

- ・ 国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、年金を受給していない障害者に対する福祉的措置については、今後引き続き検討が加えられるべきものとする。
- ・ 特別障害給付金を受給している場合には、国民年金保険料の申請免除を可能とする。

#### 4. 公的年金制度の一元化・短時間労働者への 厚生年金適用について

# 被用者年金一元化法案の概要

## 1. 法律案の趣旨

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

## 2. 法律案の概要

### (1) 主要事項

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
- ③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
- ④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。
- ⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

### (2) その他

- ① 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)
- ② 企業年金に係る規定の整備等。

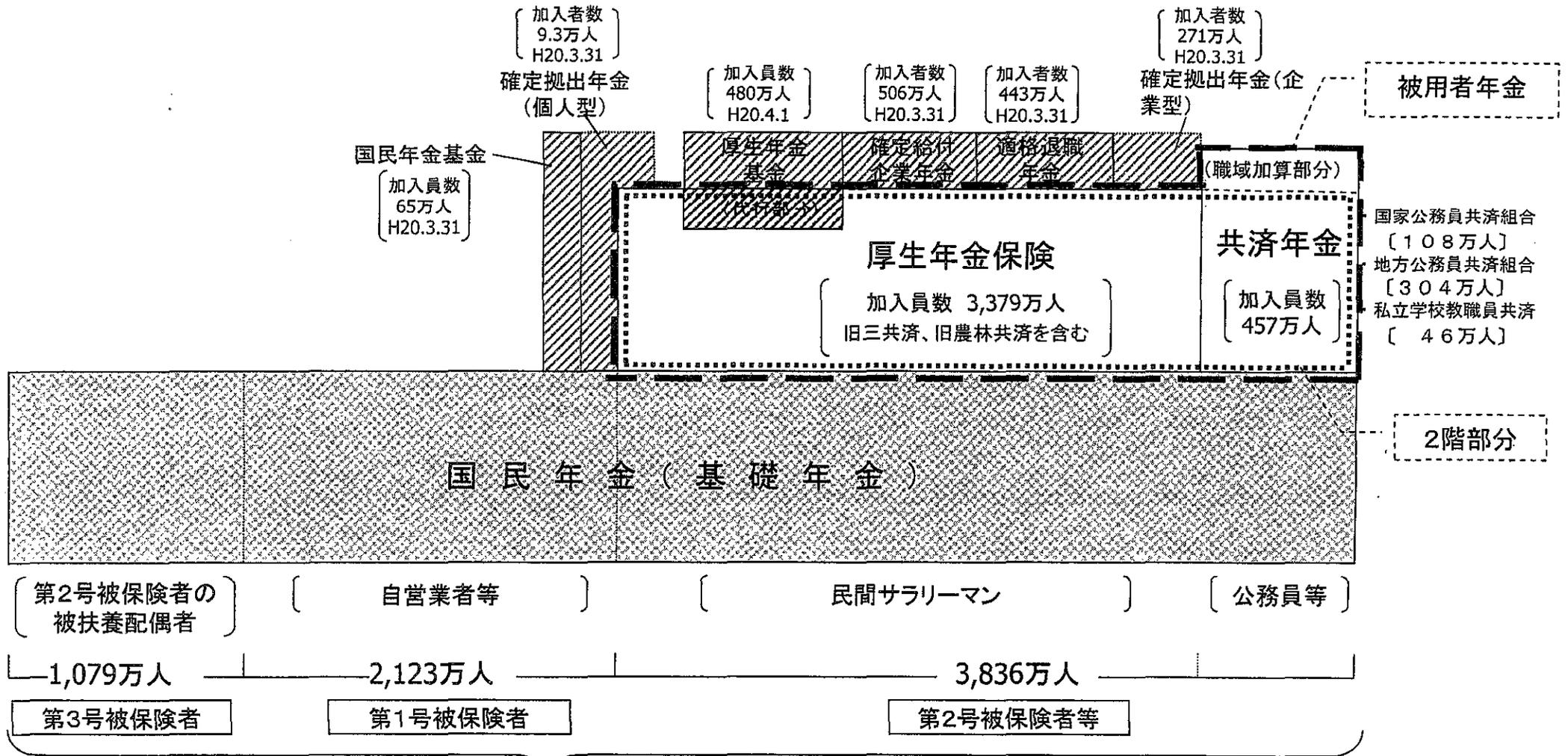
## 3. 施行時期

- ・ 原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・ パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・ 追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

※ 本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされている。

# 年金制度の体系

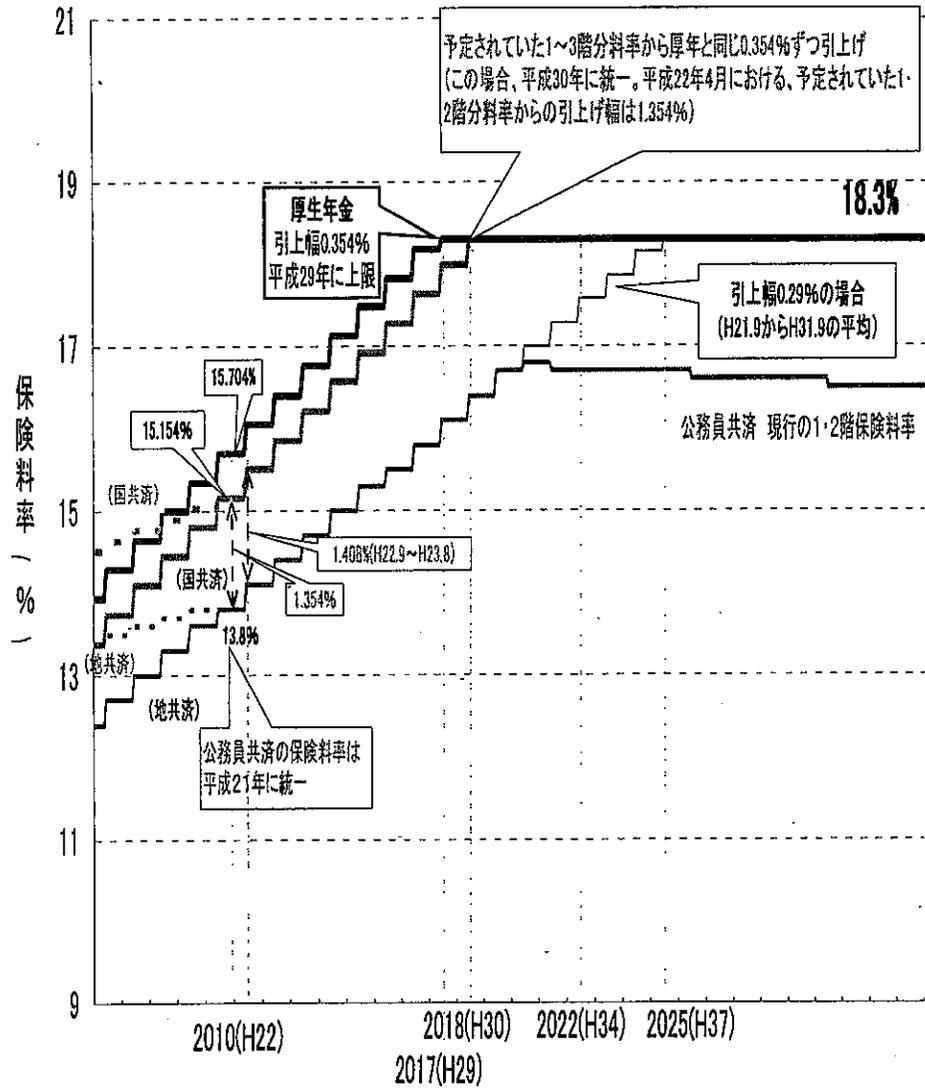
(数値は、注釈のない限り平成19年3月末)



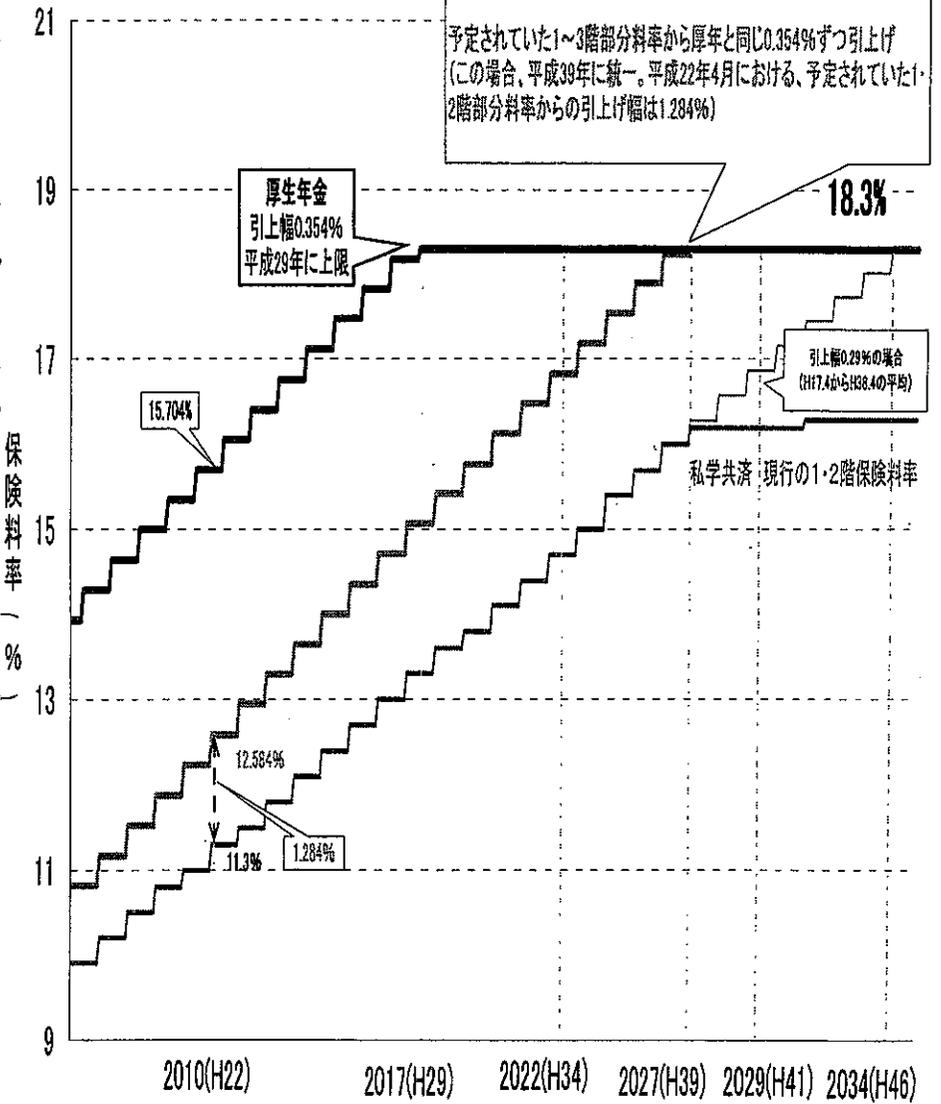
- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

# 保険料水準の統一スケジュール

## (公務員共済)

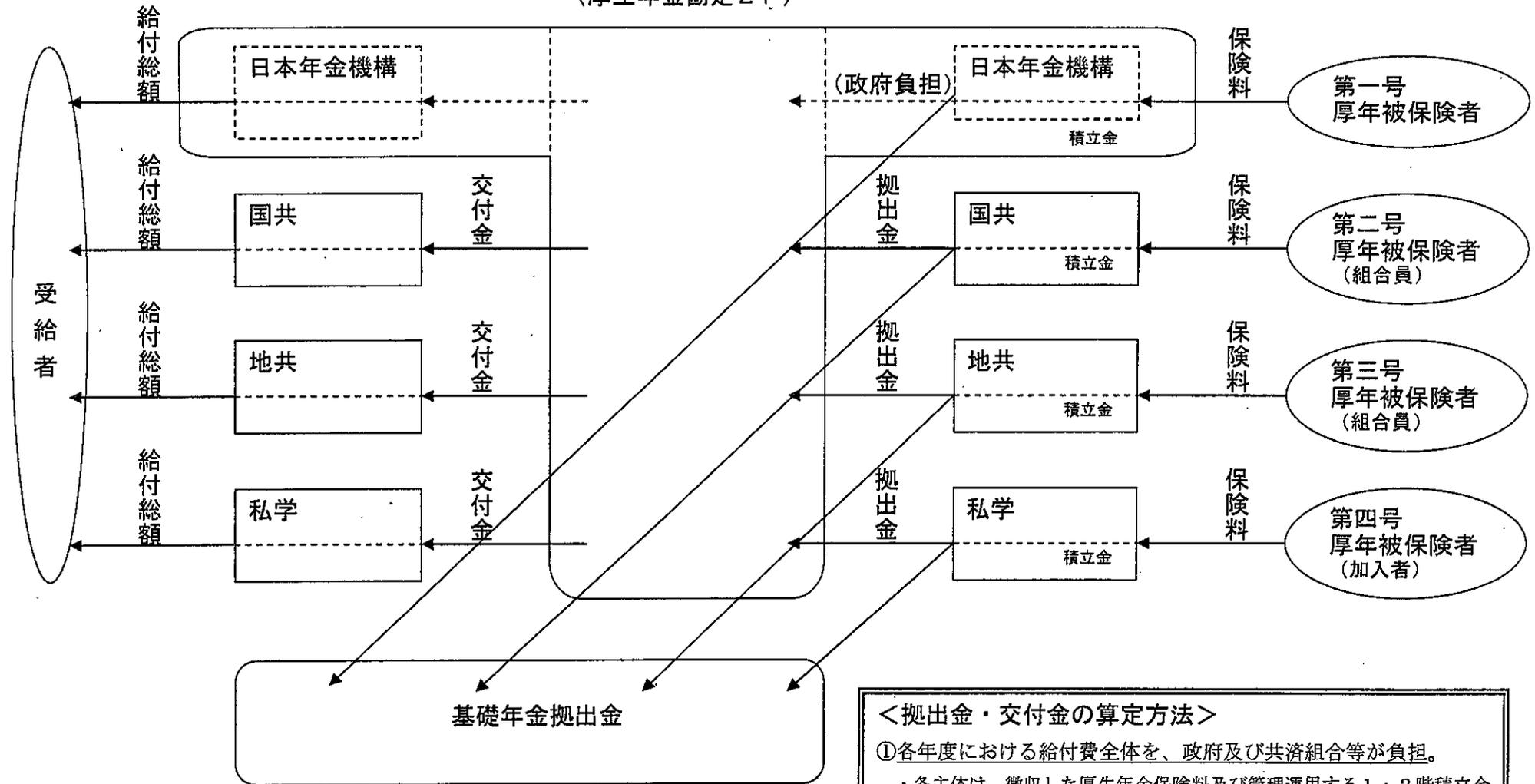


## (私学共済)



(イメージ)

(厚生年金勘定 2 F)



(基礎年金勘定 1 F)

**< 拠出金・交付金の算定方法 >**

①各年度における給付費全体を、政府及び共済組合等が負担。  
・各主体は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金に応じて負担(各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分)。  
・激変緩和措置として、当分の間、支出費按分も取り入れる。

②共済組合等の負担分は、拠出金として特別会計の厚生年金勘定に計上。

③政府は民間分を支給。公務員等分は共済組合等に交付金を交付。

見込額を基に算定し、翌々年度に実績値で精算(政令委任)